㈣　特定研究成果活用事業者（国立大学法人等における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者をいう。以下同じ。）に対する支援（その事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援をいう。以下同じ。）の実施に当たり、次に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。	㈣　特定研究成果活用事業者（国立大学法人等における技術に関する研究成果を、当該国立大学法人等と連携しつつ、その事業活動において活用する者をいう。以下同じ。）に対する支援（その事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援をいう。以下同じ。）の実施に当たり、次に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。
㈠～㈤　［略］	㈠～㈤　［略］
㈤　［略］	㈤　［略］
㈥　当該法人の役員が次のいずれにも該当しないこと。	㈥　当該法人の役員が次のいずれにも該当しないこと。
㈠～㈤　［略］	㈠～㈤　［略］
㈥　認定特定研究成果活用支援事業者が法第二十条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定研究成果活用支援事業者の役員又はその無限責任組合員たる法人の役員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの	㈥　認定特定研究成果活用支援事業者が法第二十一条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定研究成果活用支援事業者の役員又はその無限責任組合員たる法人の役員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの
⑵・⑶　［略］	⑵・⑶　［略］
⑷　当該計画に基づき実施される特定研究成果活用支援事業全体について、特定研究成果活用支援事業者とも協調して、民間事業者等からの出融資による資金供給（以下「民間出融資」という。）が行われるものであるとともに、支援の対象となる個別の特定研究成果活用事業についても、特定研究成果活用支援事業者と協調して民間出融資が行われるものであること（創業者（法第二条第二十項に規定する創業者をいう。）が実施する特定研究成果活用事業その他特別の事情により民間出融資が行われることが困難であると認められる特定研究成果活用事業を支援の対象とする場合を除く。）。なお、認定特定研究成果活用支援事業者が新たに特定研究成果活用支援事業計画の認定を受ける場合にあっては、当該計画に基づき実施される特定研究成果活用支援事業全体に係る民間出融資の割合が、既に認定を受けている特定研究成果活用支援事業計画に基づき実施される特定研究成果活用支援事業全体に係る民間出融資の割合を超えると見込まれること（新たに認定を受けようとする特定研究成果活用支援事業計画の支援の対象となる特定研究成果活用事業が既に認定を受けている特定研究成果活用支援事業計画の支援の対象となる特定研究成果活用事業以外である場合又は景気の変動その他特別の事情により民間出融資の割合を高めることが困難であると認められる場合を除く。）。	⑷　当該計画に基づき実施される特定研究成果活用支援事業全体について、特定研究成果活用支援事業者とも協調して、民間事業者等からの出融資による資金供給が行われるものであるとともに、支援の対象となる個別の特定研究成果活用事業についても、原則として、特定研究成果活用支援事業者と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われるものであること。
⑸　特定研究成果活用支援事業において特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の総額に占める関係国立大学法人等に係る特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の額の割合が、当該特定研究成果活用支援事業全体において、関係国立大学法人等による出資及び民間出融資の総額に占める当該関係国立大学法人等による出資の額の割合以上であること。	［新設］
⑹～⑯　［略］	⑸～⑮　［略］
⑰　認定特定研究成果活用支援事業者が新たに特定研究成果活用支援事業計画の認定を受ける場合にあっては、当該認定に係る申請の日から六月以降は既に認定を受けている特定研究成果活用支援事業計画に基づく特定研究成果活用事業者に対する新たな資金供給を行わないことが見込まれること（当該計画に基づき既に資金供給を行っている特定研究成果活用事業者に対して追加で資金供給を行う場合を除く。）その他既に認定を受けている特定研究成果活用支援事業計画に係る特定	［新設］